4　前条第五項の規定は、第一項及び第二項の届出について準用する。	4　前条第五項の規定は、第一項及び第二項の届出について準用する。この場合において、第一項の規定による届出（同項第三号に係るものに限る。）については、同条第五項中「保険医療機関において健康保険の診療に従事する」とあるのは「変更前に保険医療機関において健康保険の診療に従事していた」と、「保険薬局において健康保険の調剤に従事する」とあるのは「変更前に保険薬局において健康保険の調剤に従事していた」と、「法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者である」とあるのは「変更前に法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者であつた」と、「その者の住所地」とあるのは「その者の変更前の住所地」と読み替えるものとする。
（削る）	5　登録に関する管轄地方厚生局長等は、第一項第三号に掲げる事由に係る届出を受理したときは、当該保険医又は保険薬剤師に登録票を書き換えて交付するものとする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日前にこの省令による改正前の保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第十六条第一項の規定による届出を受理した場合における同条第五項の規定による登録票の交付については、なお従前の例による。

○経済産業省令第三号

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十日　　経済産業大臣　梶山　弘志

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（実務の経験）	（実務の経験）
第二条の四　［略］	**第二条の四**　［略］
2　法第四条第三項第一号の経済産業省令で定める実務の経験は、三年以上の従事とする。	2　法第四条第三項第一号の経済産業省令で定める実務の経験は、次のとおりとする。
［削る］	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において第十一条に定める電気工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては、卒業後（同法による専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、修了後）三年以上の従事
［削る］	二　前号に規定する者以外の者にあつては、五年以上の従事

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。